

第七十四号議案

東京都霊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表第二中「百七十万一千円」を「百七十万四千円」に、「六十六万円」を「六十四万八千円」に、

樹林型合葬埋蔵施設		小平霊園	多磨霊園	一体につき	十三万四千円	九万一千円
樹林型合葬埋蔵施設		小平霊園		一体につき	十三万四千円	

八百円」を「千六百元」に、「六千七百元」を「六千四百元」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

に、「十七万四千円」を「十五万四千円」に、「千

(提案理由)

使用料の上限額を改定するとともに、多磨霊園の樹林型合葬埋蔵施設使用料に係る規定を設ける必要がある。